

南海トラフ地震における応急対策職員派遣制度アクションプランの運用について

アクションプランの実効性を高めるための具体的取り決めとして、以下の事項について、応援県市等と協議の上、あらかじめ実施要領（仮称）を定めることとする。

1 受援体制

(1) 応援職員派遣調整チームの設置について

（第3 4 重点受援県における受援体制 抜粋）

- 重点受援県は、アクションプラン適用後速やかに重点受援県災害対策本部内に応援職員派遣調整チームを設置し、応援班の派遣先等を調整する。

【論点例】

- チームの編成（設置場所、規模、人数等） 等

(2) 現地調整会議の設置について

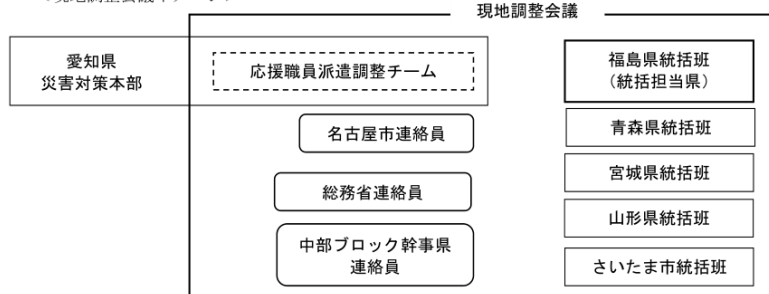
（第3 4 重点受援県における受援体制 抜粋）

- 重点受援県は、応援職員派遣調整チーム、総務省、関係団体、被災地域ブロック幹事県の連絡要員等で構成される現地調整会議を設置し、被災市町村に関する情報収集や応援ニーズ等の把握等を行う。
- 即時応援県市のうち基本となる組合せの県は、原則として現地調整会議の統括担当県となる。

【論点例】

- 現地調整会議の体制（構成員等）
- 派遣先の調整方法 等

< 現地調整会議イメージ >



2 応援体制

(1) 先遣隊の派遣について

（第3 3 即時応援道県等における応援体制（応援隊の編成） 抜粋）

- 即時応援県市は、アクションプラン適用後速やかに重点受援県の災害対策本部に対して GADM を含む先遣隊を派遣し、情報収集や応援ニーズの把握等を行う。

【論点例】

- 先遣隊の編成（主体、規模や人数等）
- 各応援県市の在名古屋事務所の活用 等

(2) 活動本部の設置及び応援隊の編成について

（第3 3 即時応援道県等における応援体制（応援隊の編成） 抜粋）

- 各即時応援県市は、アクションプラン適用後活動本部を設置し、統括責任者を任命するとともに、以下の応援隊を編成する。

①統括班：即時応援県市の活動本部において応援班等の編成や運用、派遣元との連絡調整等を行う班。（最低1名は連絡員として愛知県災害対策本部に常駐）

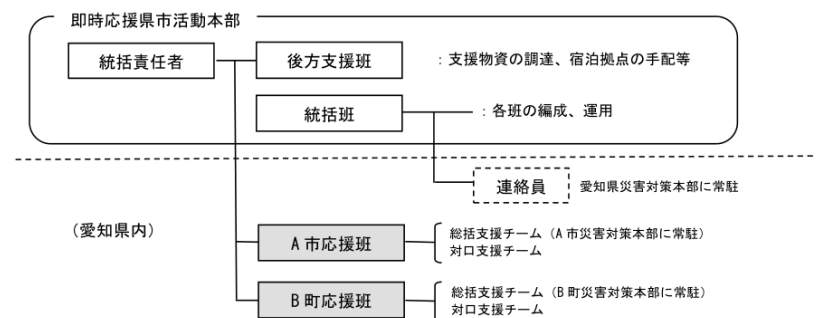
②応援班：先遣隊等が把握した応援ニーズに基づき被災市町村に対して派遣される班

③後方支援班：宿泊拠点や物資等の確保を行う班

【論点例】

- 各班の編成（規模、人数、編成方法等）
- 応援県内市町村との調整方法 等

< 活動本部の設置と応援隊の編成イメージ >



3 他の災害時相互応援協定等との関係

(第3 6 独自の応援職員派遣等を行う場合の対応 抜粋)

- ・本アクションプランに基づく応援職員派遣とは別に、独自に又は災害時相互応援協定等に基づき応援職員派遣を行う場合には、あらかじめ、都道府県及び政令指定都市にあっては確保調整本部に、市区町村にあっては属する都道府県にその旨申出を行う。申出を受けた都道府県は、速やかに確保調整本部に当該情報を共有する。

【論点例】

- アクションプランによる支援と他の個別協定等に基づいた支援の整理 等

4 平時からの取り組み

(1) 準備会の開催による平時からの定期的な意見交換や、訓練等の実施について

(第6 1 重点受援県と即時応援道県等との間における平時からの取組 抜粋)

- ・即時応援県市等との顔の見える関係を構築し、定期的な意見交換を行うとともに、アクションプランの実効性を高めるための訓練を実施する。

【論点例】

- 訓練の内容（実施時期、頻度等）
- 市町村及び防災部局以外の部局の準備会への参画 等

(2) 応援職員等の宿泊施設やホテル等の把握について

(第6 2 重点受援県における平時からの取組 抜粋)

- ・応援職員等の活動拠点や宿泊拠点となり得る宿泊施設、ホテル等の把握やリスト化を行い、即時応援県市等と共有する。

【論点例】

- 調査対象施設の範囲 等

(3) 進出経路の確認について

(第7 進出経路 抜粋)

- ・被害想定や交通規制に係る計画等を踏まえ、発災時に使用可能性のある進出経路や参集拠点等についてあらかじめ検討し、共有する。

【論点例】

- 愛知県への進出ルートを選定
- 道路状況の情報収集・共有方法 等

5 その他

- ・経費の負担の考え方等について整理する。

【論点例】

- 災害救助法や特別交付税措置等の制度との関係 等

＜今後のスケジュール案＞

時期	内容
9月上旬	検討項目ごとの対応案について意見照会
10月上旬	準備会（対応案に関する意見交換）
10月中下旬	総務省による進捗状況報告会議（予定）
11月中旬	実施要領（仮称）案の取りまとめ、意見照会
1月	準備会（対応案に関する意見交換）
3月	実施要領（仮称）の策定、共有